

議員提出議案第 2 号

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長専決処分事項の指定についての一部改正について

令和 8 年 7 月 3 日提出

提出者 長門市議会議員 重 村 法 弘

賛成者 長門市議会議員 上 田 啓 二

賛成者 長門市議会議員 重 廣 正 美

賛成者 長門市議会議員 ひさなが 信也

賛成者 長門市議会議員 田 村 大治郎

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長専決処分事項の指定について
の一部改正について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長専決処分事項の指定について（平成 17 年長門市議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項は、市長において専決処分できるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 地方自治法第 243 条の 2 の 9 第 8 項の規定による職員の賠償責任を 1 件 5 万円以内において免除すること。 (5)・(6) (略)	本則 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項は、市長において専決処分できるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 8 項の規定による職員の賠償責任を 1 件 5 万円以内において免除すること。 (5)・(6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。